

指定・登録制度改革検討専門委員会の設置について

1 趣旨

労働安全衛生関係法人に関する専門的事項を調査させるため、安全衛生分科会に指定・登録制度改革検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 組織

- ① 専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。
- ② 専門委員会に属する委員等のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- ③ 専門委員会に座長を置き専門委員会に属する公益を代表する委員又は臨時委員の中から、分科会長が指名する。

3 会議の運営

会議の招集、会議への欠席、議事等専門委員会の会議の運営については、分科会の会議の運営の例によることとする。

また、座長は、専門委員会において調査事項を決議したときは、その都度、文書により分科会長に報告することとする。このとき座長は、専門委員会における少数意見を併せて分科会長に報告しなければならないものとする。